

高知県医療勤務環境改善支援センター ニュースレター

令和3年8月発行 第39号

応招義務をはじめとした診察治療の求めに対する適切な対応の在り方等について

診療の求めに対する医師や医療機関の適切な対応はどうあるべきかと問われると、医師法上の「応招義務」（昭和23年）や「病院診療所の診療に関する件」（昭和24年厚生省医務局長通知）が思い浮かびます。ともに、まだ戦後すぐです。しかし、医療は地域の医療提供体制全体で提供するものというのが、現代の医療の前提になりました。そして医師の働き方改革です。

このような変化を受けて、厚生労働省は今号のタイトルにある通知を令和元年12月25日に発出しています。そして診療の求めに対する適切な対応は、「今後は、基本的にこの通知が妥当する」とされていますから、重要な考え方の整理です。なお、周知のとおり、医師の応招義務は医師が国に対して負担する公法上の責務であり、個々の患者に対する私法上の責務ではありません。

通知は、①患者に緊急対応が必要かどうか（病状の深刻度）、②診療が求められた時間帯、そして③患者との信頼関係の視点で纏められています。

表1. 緊急対応の要否と診療時間内・外のマトリックス

	診療時間内	診療時間外
緊急対応が必要	医療機関・医師の専門性・診察能力、当該状況下での医療提供の可能性・設備状況、他の医療機関等による医療提供の可能性（医療の代替可能性）を勘案し、事実上診療が不可能な場合のみ正当化される	応急的に必要な処置をとることが望ましいが、原則として、公法上・私法上の責任に問われることはない
緊急対応は不要	原則として、患者の求めに応じて必要な医療を提供する必要がある（表2の個別事例参照）	即座に対応する必要はなく、診療しないことは正当化される。ただし、時間内の受診依頼、他の診察可能な医療機関の紹介等の対応をとることが望ましい

表2. 診療時間内に診療を求められた、病状に緊急性はない患者の個別事例

患者の迷惑行為	診療内容そのものと関係ないクレームを繰り返し続ける等信頼関係が喪失している	診療しないことが
医療費不払い	支払い能力があるにもかかわらず悪意をもってあえて支払わない	正当化される
	以前に医療費の不払いがあった （保険診療において自己負担分の未払いが特段の理由なく重なっている場合には、悪意のある未払いであることが推定されることもある）	正当化されない
	入院患者の退院や他の医療機関への紹介・転院等	正当化される
差別的な取扱い	医学的に入院の継続が必要ないケースの退院 大学病院等の高度な医療機関から地域の医療機関への、病状に応じた紹介、転院	正当化される
	患者の年齢、性別、人種・国籍、宗教等のみを理由とする場合 （※訪日外国人観光客をはじめとした外国人患者への対応は、日本人患者と同様に判断する）	正当化されない
	言語が通じない、あるいは宗教上の理由等により、結果として診療行為そのものが著しく困難であるといった事情が認められる場合	正当化される
	特定の感染症に罹患（りかん）している等、合理性の認められない理由に基づく場合 1類・2類感染症等、制度上、特定の医療機関で対応すべきとされている感染症に罹患しているかその疑いのある患者	正当化される

（表1、2は通知を当センターで要約したものです。通知は <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000581246.pdf> でご確認ください）

上記の判断や事例は、医療機関や医師が対応に困ったときの参考にしてくださいね。センターでは相談を受け付けていますので、困りごとがありましたら連絡ください。

高知県イメージキャラクター「くろしおくん」

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

高知県医療勤務環境改善支援センター

（事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構）

TEL 088-822-9910

平日 8:30 ~ 17:15 まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyoukaizen>

E-mail kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp

勤務環境のことならお任せ

